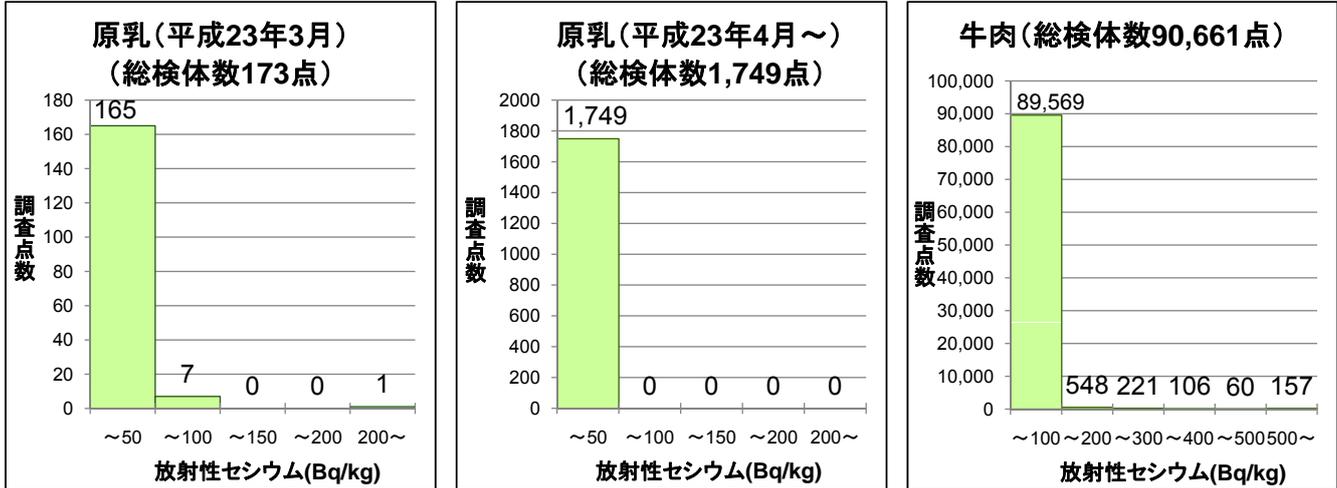


畜産物の放射性物質調査結果(23年度末まで)①

- 原乳については、原発事故当初に200 Bq/kgを超過したものがあつたが、平成23年4月以降は全て50 Bq/kg以下。
- 牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により500 Bq/kgを超過。

畜産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)

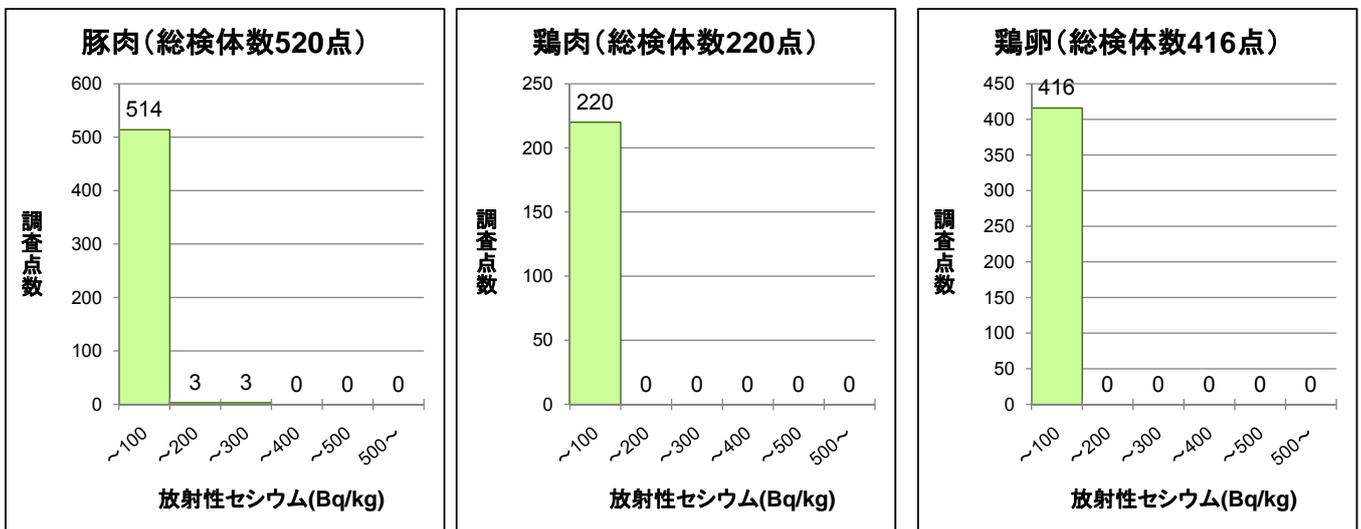


(注) 平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成(原乳は平成24年4月3日まで)。

畜産物の放射性物質調査結果(23年度末まで)②

- 豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで調査した豚肉・鶏肉・鶏卵については大部分(99%)が100 Bq/kg以下。

畜産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)



(注) 平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

畜産物に関する取組

- 畜産物については、
 - ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
 - ② 放射性物質調査により、安全性を確保。

23

畜産物に関する取組(飼養管理)

飼料の暫定許容値の改訂

- 食品の新基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

| | 旧暫定許容値(Bq/kg) | 新暫定許容値(Bq/kg) |
|-----|---------------|---------------|
| 牛 | 300※ | 100 |
| 豚 | 300 | 80 |
| 鶏 | 300 | 160 |
| 養殖魚 | 100 | 40 |

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000 Bq/kg。

家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)への速やかな切替え
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
3. 代替飼料確保や牧草地の除染対策の支援

24

畜産物に関する取組(調査)

■ 放射性物質調査の強化

① 牛肉の全頭・全戸調査

これまで出荷制限対象4県(岩手、宮城、福島、栃木)に限定し、出荷の条件として全頭・全戸調査を実施

→ 茨城、群馬、千葉でも、モニタリング調査として全戸調査を実施

② 乳の調査頻度

これまで2週間に1度調査を実施

→ 7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉)では、1週間に1度に強化

25

平成24年4月以降の検査結果(7月31日現在)

- 平成24年4月以降、基準値を超過したものは豚肉1点のみ。

| | 検査点数 | 基準値 ^{注1} 超過点数 | 超過割合 下段:24年3月まで |
|----|--------|------------------------|--------------------|
| 原乳 | 797 | 0 | 0% (0.1%) |
| 牛肉 | 38,357 | 0 | 0% (0.2%) |
| 豚肉 | 319 | 1 | 0.31% (1.2%) |
| 鶏肉 | 90 | 0 | 0% (0%) |
| 鶏卵 | 152 | 0 | 0% (0%) |

(注1) 原乳の基準値は50 Bq/kg。牛肉は経過措置のため平成24年9月30日まで500Bq/kg。その他の基準値は100 Bq/kg。

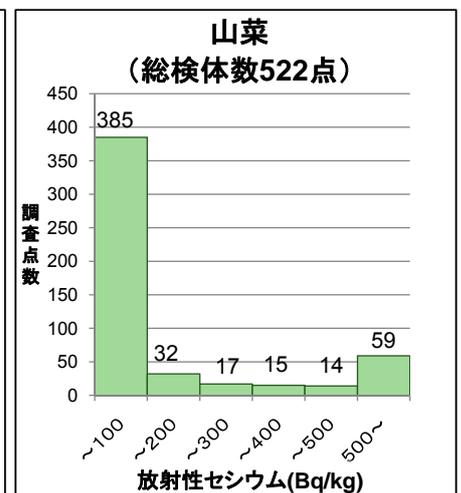
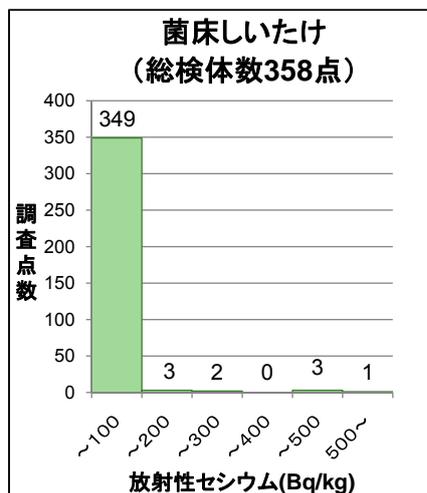
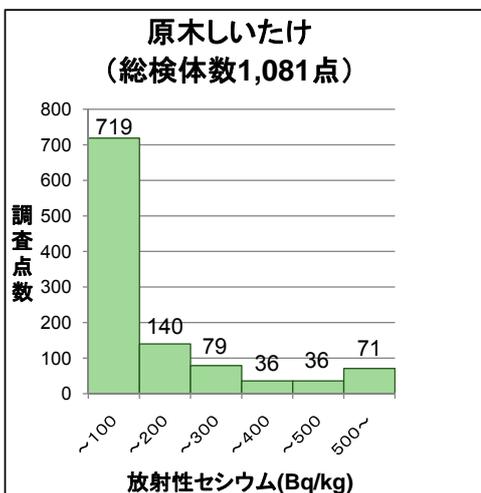
(注2) 平成24年7月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

26

各品目の対応 (4) 特用林産物(きのこ等)

きのこ等の特用林産物のモニタリングの状況について

- きのこ等の特用林産物の食品モニタリングの検査結果をみると、100 Bq/kgを超えるものは、原木しいたけでは全検査点数の約33%、山菜では全検査点数の約26%。



(注) 平成24年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

きのこの等の特用林産物の生産現場における取組

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取り組み

1. 安全なきのこ原木の確保

(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)



2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入



3. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及



4. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導

29

平成24年4月以降の検査結果(7月31日現在)

- 平成24年4月以降、原木しいたけや山菜では基準値を超過したものがあ
- 平成24年4月以降、菌床しいたけで基準値を超過したものはない。

出荷制限指示(平成24年7月31日時点)

- ・原木しいたけ(露地栽培) : 6県(93市町村)
- ・原木しいたけ(施設栽培) : 4県(15市町)
- ・山菜(たけのこ・くさそてつ等): 6県(85市町村)

| | 検査点数 | 基準値超過点数 | 超過割合 下段:24年3月まで |
|--------|--------|---------|--------------------|
| 原木しいたけ | 759 | 196 | 26 % (33%) |
| 菌床しいたけ | 237 | 0 | 0 % (2.5%) |
| 山 菜 | 1, 597 | 192 | 12 % (26%) |

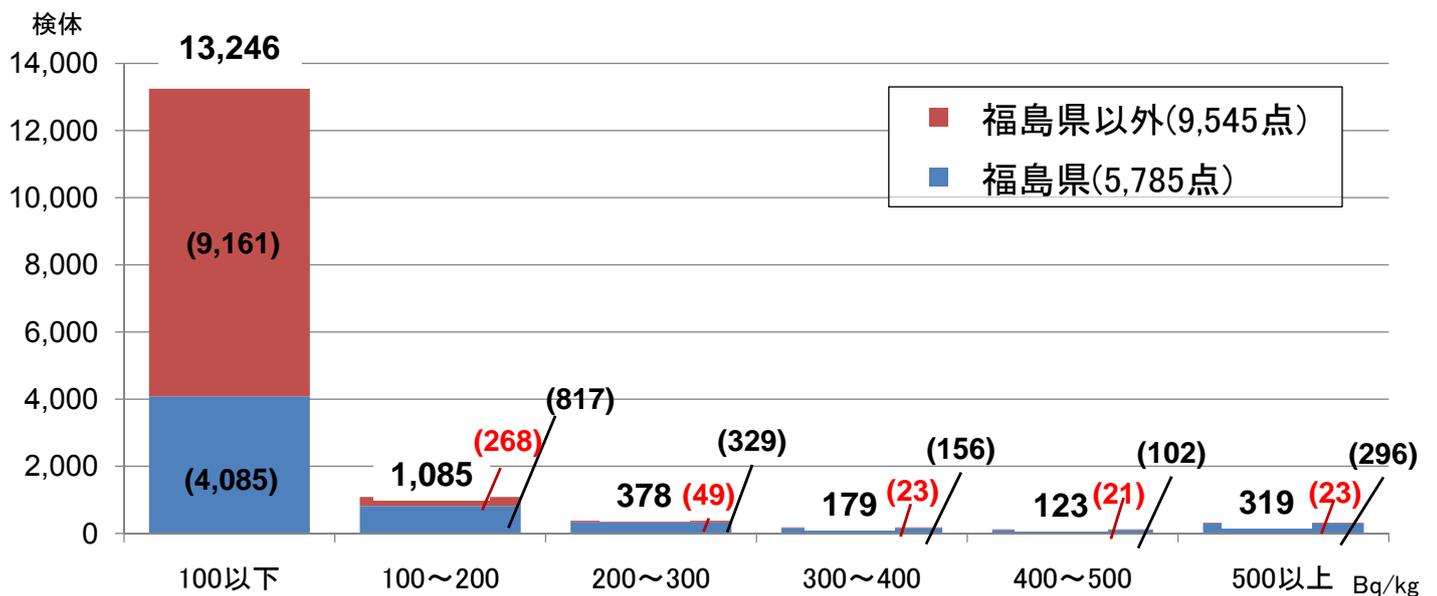
(注) 平成24年7月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

30

各品目の対応 (5) 水産物

水産物の調査結果(全国: 15,330点)

- 水産物では、86.4%(15,330検体中13,246検体)が100 Bq/kg以下



(注)・平成24年7月31日までに水産庁が公表したデータに基づき作成。

・福島県では沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛中(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイを対象とした試験操業を除く。) 32

水産物に関する取組(調査)

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・過去に50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・近隣県の調査結果を参考

水産物の調査の考え方

| | |
|---------------------------|--|
| 内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等) | 漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。 |
| 沿岸性魚種等(例:コウナゴ、スズキ、カレイ等) | 水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港において検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。 |
| 回遊性魚種(例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等) | 回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港において検体採取。 |

(注) 平成24年7月31日現在

33

水産物に関する出荷制限

- 食品の放射性セシウム基準値を超え、かつ地域的な広がりが認められる水産物について、原子力災害対策本部長が関係都道府県知事に対し当該水産物の出荷制限等を指示

摂取・出荷制限

| | 海面 | 内水面 |
|-----|----|----------|
| 福島県 | — | ヤマメ(新田川) |

出荷制限

| | 海面 | 内水面 |
|-----|-------------------------------------|------------------------------|
| 岩手県 | マダラ(岩手・宮城県境の正東線以南) | イワナ、ウグイ(一部の河川等) |
| 宮城県 | マダラ(宮城県沖)、スズキ、ヒガンフグ、ヒラメ、クロダイ(金華山以南) | イワナ、ウグイ、ヤマメ(一部の河川等) |
| 福島県 | ヒラメ等39魚種(福島県沖) | アユ、イワナ、ウグイ、コイ、フナ、ヤマメ(一部の河川等) |
| 茨城県 | シロメバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、コモンカスベ、イシガレイ(茨城県沖) | アメリカナマズ、ウナギ、ギンブナ(一部の河川等) |
| 栃木県 | — | イワナ、ウグイ、ヤマメ(一部の河川等) |
| 群馬県 | — | イワナ、ヤマメ(一部の河川等) |
| 千葉県 | — | ギンブナ(手賀沼) |

(注) 平成24年7月31日現在

34

水産物に関する取組（自主規制）

- 福島県や近隣の宮城県、茨城県、及び青森県では、食品の基準値（100Bq/kg）を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施

福島県等における自主規制措置

福島県

福島県沖では沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛中（ただし、ミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイを対象とした試験操業を除く。）

宮城県

一部海域におけるアイナメの水揚自粛

茨城県

海域別にホウボウ、アイナメ及びアカエイ等の生産自粛

青森県

一部海域におけるマダラの水揚自粛

（注）平成24年7月31日現在